

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号

目次

○保安林の指定予定……………	四七
○土地改良事業の施行認可……………	四八
○漁船保険付保義務の消滅……………	四八
○道路の区域変更……………	四八
○道路の供用開始……………	四九
○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………	四九
○土地改良事業換地計画の縦覧……………	四九
○土地改良区の解散……………	五〇
○県営土地改良事業計画の縦覧……………	五〇
○岡山県医療審議会からの答申……………	五〇
○岡山県警察放置車両確認事務委託契約に係る入札に参加する者に必要資格の審査の実施……………	五〇
○広島・岡山連合海区漁業調整委員会	
○岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	
○岡山・香川連合海区漁業調整委員会	

告示

●岡山県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 保安林予定森林の所在場所
岡山市建部町、御津石上（以上二大字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 保安林予定森林の所在場所
岡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 保安林予定森林の所在場所
岡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

内尾 132 //

赤磐市小鎌字

赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地从先から	旧	三・五 一八・〇	一、五五・〇
赤磐市小鎌字東前田四〇八番一地从先まで	新	三・五 一七・五	六九・〇
赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地从先から	旧	三・五 一八・〇	一、五五・〇
赤磐市小鎌字東前田四〇八番一地从先まで	新	三・五 一七・五	六九・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 牛文香登本線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
瀬戸内市長船町磯上字五ノ坪下一九六八番一地从先から	瀬戸内市長船町磯上字五ノ坪下一九六八番一地从先から	旧	三・五 六・〇	七三・五
瀬戸内市長船町磯上字倉前七四四番一地从先を	瀬戸内市長船町磯上字倉前七四四番一地从先を	新	七・五 一七・五	六九・〇
瀬戸内市長船町磯上字前田八〇九番一地从先まで	瀬戸内市長船町磯上字前田八〇九番一地从先まで	新	三・五 六・〇	七三・五
瀬戸内市長船町磯上字五ノ坪下一九六八番一地从先から	瀬戸内市長船町磯上字五ノ坪下一九六八番一地从先から	旧	三・五 六・〇	七三・五
瀬戸内市長船町磯上字前田八〇九番一地从先まで	瀬戸内市長船町磯上字前田八〇九番一地从先まで	新	七・五 一七・五	六九・〇

●岡山県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
一般国道	四八四号	赤磐市西勢実字細坂一〇四番一地从先から	赤磐市小鎌字東前田四一四番五地从先まで	平成二十年一月二十九日

県道	路線	供用開始年月日
平岡小鎌線	赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地从先から 赤磐市小鎌字東前田四〇八番一地从先まで	平成二十年十二月六日
牛文香登本線	瀬戸内市長船町磯上字五ノ坪下一九六八番一地从先から 瀬戸内市長船町磯上字倉前七四四番一地从先を 瀬戸内市長船町磯上字前田八〇九番一地从先まで	平成二十年一月二十九日

公 告

（四）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石井正弘

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市南溝手字上サギセ四四〇一七、四四三一一
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市小寺二〇六一 ピュアライフA二〇二

井口 実
井口真由美

- 三 許可番号
岡山県指令建指第三四三号

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤磐市鴨前字東沖二二八一一

- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県西宮市甲子園浜田町一五一一

遠藤 一郎

許可番号
岡山県指令建指第三四〇号

（四）土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に美作県民局長に申し出ることができる。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 申請者
美作市長
- 二 地区名
尾原地区
- 三 縦覧に供する書類
換地計画書
- 四 縦覧の期間
平成二十年一月二十九日から平成二十年二月十九日まで
- 五 縦覧の場所
美作県民局農林水産事業部

(四三) 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 土地改良区の名称
高原台地土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
美作市江見九四五
- 三 解散年月日
平成二十年一月十八日

(四三) 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 八杉池地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備（一般型） 八杉池地区）計画書
- 三 縦覧の期間
平成二十年一月二十九日から平成二十年二月十九日まで
- 四 縦覧の場所
美作市役所

(四四) 岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 諮問年月日
平成二十年一月九日
- 二 答申を受けた年月日
平成二十年一月十七日
- 三 諮問及び答申の事項
救急病院等の認定について
- 四 その他

答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

(四五) 岡山県警察放置車両確認事務委託契約に係る入札に参加する者に必要な資格の審査を次のとおり実施する。

平成二十年一月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 資格審査を行う業務
岡山県警察放置車両確認事務
- 二 資格審査事項

一に掲げる業務の委託契約に係る入札に参加する者に必要な資格は、委託契約の年間予定金額に応じて区分したいずれかの等級の業者に該当する者であることとする。

- 1 申請時の直前事業年度及びその前事業年度の二事業年度における売上高
- 2 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金
- 3 直前決算における流動比率
- 4 直前決算における固定比率
- 5 直前決算における総資本経常利益率
- 6 申請時における従業員数
- 7 申請時までの営業年数

- 三 資格審査を受けない者
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者

- 2 県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第五十一条の八の規定による岡山県公安委員会の法人登録を受けていない者

- 四 資格審査の申請手続
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 登記事項証明書

- (3) 岡山県県民局長が発行した県税納税証明書（県内に本社又は本店がない者にあ

つては、本社又は本店の所在地の都道府県が発行した都道府県税納税証明書)

(4) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税の納税証明書

(5) 直前一年間の決算を明らかにする書類(貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書)

(6) 印鑑証明書

(7) 誓約書

(8) 岡山県公安委員会が発行した道路交通法第五十一条の八の規定による登録(更新)通知書の写し

(9) 都道府県公安委員会が発行した駐車監視員資格者証の写し(二名分以上)

(10) 権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

2 提出期間

平成二十年二月六日から同月二十日まで(岡山県の休日を含める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する岡山県の休日(以下「岡山県の休日」という。)を除く。)とする。

3 提出場所

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県警察本部警務部会計課

4 提出方法

2の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の提出場所において提出すること。

五 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

平成二十年一月二十九日から同年二月八日まで(岡山県の休日を除く。)とする。

2 交付場所

岡山県警察本部警務部会計課契約係

3 交付方法

(1) 交付場所に来所による場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の交付場所において交付する。ただし、最終日については午後四時までとする。

(2) ホームページからのダウンロードによる場合

岡山県警察ホームページ「入札・契約」からダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/keinu/kaiki/nyusatsu/nyusatsu.htm>

(3) 郵送等による交付の場合

返信用の封筒(角型二号(長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル)の封筒に返信先あて名を明記し、百四十円分の切手をはったもの)を同封して、岡山県警察本部警務部会計課(郵便番号七〇〇一八五二)あてに請求すること(平成二十年一月三十日までの消印のあるものに限る。))。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 資格の有効期間

資格を付与した日から平成二十二年二月末日までとする。

八 問い合わせ先

1 道路交通法第五十一条の八に規定する岡山県公安委員会の法人登録に関する事

岡山市いずみ町一番一号 岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室(岡山県警察交通管制センター内)(〇八六)二三四〇一一〇 内線七〇二二三六)

2 資格審査に関する事

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県警察本部警務部会計課契約係(〇八六)二三四〇一一〇 内線二三四二)

漁業調整委員会

●広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六條第一項の規定により、第五十三回広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十年一月二十九日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会長 山本 正直

一 開催日時 平成二十年二月六日(水)

午後二時から

二 開催場所 広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁 本館四階

広島海区漁業調整委員会委員室

TEL(〇八二)二二一―三七九四

三 議題

議案 平成二十年度における各種漁業の入会調整について

●岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七條第一項の規定により、第四十八回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十年一月二十九日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会長 吉田 澄平

一 開催日時 平成二十年二月十二日(火)

午後二時から

二 開催場所 神戸市中央区中山手通四丁目一〇番五号

神戸市教育会館

三 議題

TEL(〇七八)二三二四一一

第一号議案 平成二十年度における各種漁業の入会調整について
第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

●岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第四十七回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十年一月二十九日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 高橋昭

一 開催日時 平成二十年二月二十一日(木)

午後三時から

二 開催場所 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁 十二階大会議室

TEL(〇八七)八三二一三四六八

三 議題

議案 平成二十年度における各種漁業の入会調整について